

# 特 別 要 望 書

- 1 東日本大震災について
- 2 令和元年東日本台風に対する復旧・復興へ向けた支援について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 大地震による災害に対する財政措置について

令和3年7月15日

宮 城 県 町 村 会



# 特別要望書

## 目次

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 東日本大震災について -----  | 1  |
|   | (復興庁・内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省・文部<br>科学省・経済産業省・厚生労働省・環境省) |    |
| 2 | 令和元年東日本台風に対する復旧・復興へ向けた支援について -----                      | 13 |
|   | (総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・国土交通省・農林水産省)                         |    |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症対策について -----                                | 16 |
|   | (総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・<br>国土交通省・文部科学省)         |    |
| 4 | 大地震による災害に対する財政措置について -----                              | 21 |
|   | (総務省・内閣府・財務省)   |    |



# 1 東日本大震災について

〔復興庁・内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省・文部科学省〕  
〔・経済産業省・厚生労働省・環境省〕

東日本大震災発生から10年以上が経過し、第2期復興・創生期間に移行したが、被災地は公共施設をはじめとした生活基盤の整備が進み、復興は総仕上げに向けて着実に進んでいるが、急激な人口減少に伴う産業の再生、被災者の心のケアや暮らしの再建、地域コミュニティの再生や街のにぎわいづくりなど、解決すべき課題は山積し、また新たな課題が発生するなど、広範な視点からのきめ細やかな施策が必要となっている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害により、いまなお農林水産物や観光に多くの深刻な問題を残している。

被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには、特例的な財政支援や各種の規制緩和、人的支援など国の長期にわたる支援が必要不可欠である。

については、東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題と位置付け、復興対策に向けた財政措置をはじめとする各種の支援など、次に掲げる事項について今後とも特段の措置を講じられるよう要望する。

## I 復旧・復興対策に要する財政措置等について

(1) 被災地が真の復興を果たすため、震災復興特別交付税等「復興枠」による別枠での予算を確実に確保するなど、集中復興期間と同様、国による特例的な財政支援制度を継続すること。

また、復興交付金に代わる補助制度の創設を早期に検討すること。

(2) 復旧・復興工事により、被災地の沿岸部に加え、内陸部でも大型車両の走行が増え、道路損傷が激しく、維持補修に苦慮していることから、復旧・復興工事に伴う2次被害としての道路維持管理費用についても、災害に伴う被災道路と同等の取扱いとするなど過剰な負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

(3) 被災自治体に生じる地方税の減収については、十分な補てん措置を講じること。

(4) 令和4年度以降も、被災地域に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置を延長すること。

(5) 復興特区における税制上の特例措置の適用期限について、令和4年度以降も延長すること。

特に、復興特区法に基づく国税の減免措置及び地方税の減免を行った自治体に対する減収補てん措置について、現在と同率の措置を継続し、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、同様の措置を継続すること。

(6) 震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

(7) 震災により破損した重要文化財の修復をするためには、莫大な費用が必要であることから、国・県・町村指定文化財及び未指定でも文化的価値が高く認められている文化財の修復に関し、補助対象枠を拡大し財政措置を講じること。

(8) 復興需要による建設費の価格上昇により、補助金等を除いた自治体単独負担分は非被災地自治体に比べ負担額が増大しており、被災地の自治体財政を圧迫していることから、被災地と非被災地における自治体間の財政需要格差を軽減する国庫負担制度を確立すること。

(9) 震災復興を目的とした民間の土石採取の乱開発が進み、山林の保全機能が損なわれ、自然破壊が進んでいる状況にある。

本来森林が持つ多面的機能、災害を未然に防ぐ機能を発揮させるため、山林再生は必要であり、復興事業の一環であることから、国の責任により山林機能を回復すること。

また、復興完了後における開発地での災害発生については、開発事業者の責任において対処させることとし、開発事業者が対応不能となった場合は、国が責任を持って対処すること。

(10) 震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費は地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから、国民の共有財産と捉え、維持管理に係る経費について財政措置を講じること。

(11) 東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業において町村が整備した農業用施設等に関し、耐用年数経過前に受益者への財産譲与を可能とす

ること。

なお、譲与にあたっては、農家の意向にも十分配慮した柔軟な制度設計とすること。

- (12) 防潮堤や水門等復興事業として建設した施設の維持管理費について、復興交付金残金の活用あるいは特別交付税（ルール分）の新規メニューを設ける等、財政措置の拡大を図ること。

## II 被災者の生活再建について

- (1) 災害公営住宅払下げの実施まで継続して支援すること。

また、被災者支援総合交付金の増額を図るとともに、被災者の生活再建後に生じる課題に対するソフト支援について柔軟な対応を図るなど、復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。

- (2) 生活再建中の住民は、時間の経過に伴い、精神的、経済的に新たな問題が生じてきていることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、自殺対策に係る必要な財政措置及びメンタルケアに関わる人材育成等への支援を継続すること。

また、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した支援を講じること。

- (3) 災害援護金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

については、被災者（借受人）の円滑な再建と、統一的・計画的な債権回収の必要性の観点から、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。
- ② 自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、自治体への債権を免除すること。
- ③ 債権回収委託等、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について財政措置を行うとともに、早期に債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (4) 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であるが、復興・創生期間後の事業スキーム、財源等が不透明な状況にあることから、現行制度による国の財政支援の継続と財源を確保すること。

### Ⅲ 被災自治体への支援について

- (1) 現在事業進行中である災害復旧・復興事業については、事業終了まで継続的な財政措置を講じること。
- (2) 被災市町の復興計画に基づき実施している農地整備事業による換地業務をはじめ、復興事業に関連し実施した発掘調査に伴う出土品の整理、報告書作成業務など、引き続き、膨大な業務量が見込まれていることから、特定の業務において、専門的な知識、技能を有する者の配置について、国等関係機関による人的、財政的支援を講じること。
- (3) 被災沿岸部工事の採石等運搬に伴い、国道、県道、町道及び附帯構造物の破損が急速に進んでおり、修繕費が自治体の大きな負担となっていることから、交通安全対策を含めた道路改良については、国の責任において復旧対策を講じること。
- (4) 企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域が市街化調整区域であった場合、線引きの定期見直しでは復興に時間を要することから、熟度が高い計画がある場合は企業が立地できるよう、都市計画法の弾力的かつ機動的な運用を図ること。

また、経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、既に延長運用されているが、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、復興が遅れる地域に対しても確実に交付されるよう弾力的な運用を図ること。

さらに、福島県内の自治体と同様の被害を受けている丸森町について、補助対象区域とすること。

- (5) 東日本大震災以降、介護認定者数及び介護給付費は増加傾向にあり、今後も要介護認定者数の増加が見込まれる。

については、介護保険制度を維持し、被災自治体が財源不足とならないよう、特例的かつ十分な財政支援措置を講じること。

#### IV 地域産業の復興支援について

##### 1 農林水産業の復旧・復興支援について

(1) 放射能吸収抑制対策については、風評被害防止の実施など要件緩和を図ること。

(2) 農林水産業の再生に向けた取組への支援を継続すること。

また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

##### ・農業分野

- ① 大区画ほ場整備の実施
- ② 基幹用排水施設の早期復旧
- ③ 土壌改良事業の継続的な実施

##### ・水産業分野

- ① 漁港海岸堤防の早期復旧
- ② 漁港施設の早期復旧・整備
- ③ 荷揚場・荷捌所の早期復旧・整備

(3) 本格的な漁業の復興のためには、漁場の復旧が必要不可欠である。

そのため、海底ガレキの撤去は大きな課題であり、作業はある程度進んでいるものの、再調査により新たなガレキが発見されるなど、未だ漁業操業の妨げとなっているのが実状である。

については、早期の本格的な操業を実現するため、一定の区域を指定し、集中的なガレキ撤去を促進すること。

また、ガレキが存在する海域における漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資するため、漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストなどに対する支援対策を強化すること。

さらに、失われた藻場の再生など、漁場再生事業を講じること。

(4) 東日本大震災により、やむを得ず廃業した漁業者に対して、既往債務の免

除、再就職の支援などの支援対策を講じること。

## 2 被災事業者に対する支援について

沿岸部の被災事業者に対する財政支援、新分野需用開拓等を見据えた新たな取組に対する支援を継続すること。

# V 復興支援としての社会資本整備等の促進について

## 1 社会資本整備等の促進について

(1) 防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行うが、「その他の用地」が残り、公用地が「まだら模様」になるなど、用地買収後に土地が虫食い状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となることから、土地の買取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

(2) 山元東部地区では、ほ場整備事業や、土地改良事業の換地制度の手法を活用し、非農用地の集積・再配置を含めた土地の整序化・再整備を行っているところであるが、現行の農地整備事業関連制度では非農用地に係る整備費用が一部認められず、広大な非農用地を含む津波被災地域においては費用の問題で整備が進まず、復興・創生の遅れの一因となっている。

については、非農用地区域内に換地される土地を、従前地と同程度に整備する費用について、財政措置を講じること。

## 2 防災施設整備の支援について

(1) 新たなまちづくりの基礎となる湾口の防波堤や防潮堤、防潮林等の防災施設を早期に整備すること。

また、津波監視カメラの設置促進等の支援を講じること。

(2) 壊滅的被害を受けた海岸堤防は、高潮位を防御する高さの土嚢積みや盛土等による仮の締切を実施しているのが実状であることから、第1線堤となる本格的な海岸堤防を早期に完成させること。

さらに、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の堤防等を早期に完成させること。

(3) 津波で被災した地域の中には、現地再建が進む地区が存在し、避難タワーや築山など緊急時避難施設及び避難路を整備する必要があり、沿岸自治体の

喫緊の課題となっていることから、地域の実状を考慮し、被災自治体の補助メニューの選択肢が広がるよう、復興交付金以外の補助制度の創設を早急に検討し、支援策を講ずること。

また、継続した維持管理費の負担が発生することから、継続的な財政支援を講ずること。

### 3 交通網の整備等について

(1) 常磐自動車道の全線開通により、通行量が増加するとともに、東北自動車道の代替路線としての役割、災害への対応及び医療の高度・広域化への支援等、広域連携に多大な効果がもたらされていることから、いわき中央IC～山元ICまでの全線4車線化の早期整備着手及び早期完成を図ること。

(2) 日本海側と本県を横断する各国道は、東日本大震災において、高速道路等様々な輸送・交通手段が寸断された状況にあって、震災復旧の一翼を担う重要な役割を果たしてきた。

これらの道路は、今後も緊急輸送路として重要な役割を果たすことが期待される道路であることから、高規格化等の道路整備について、利用料金設定等も含め整備を促進すること。

(3) 高台移転や道路整備に伴い、路線バスはルートを変え、高齢化が著しい町民の移動を確保しているが、人口減少により運賃収入は減少し、事業費は町財政を圧迫している状況にあることから、復興の状況に合わせた公共交通の維持確保に必要な施策及び財政措置を講ずること。

## VI 安全・安心な学校教育の確保について

(1) 被災地では依然支援が必要な児童生徒が多く在籍しており、教職員の負担が通常より大きい状況が続いていることから、教職員の人事異動における被災地への手厚い人的確保を図ること。

(2) 緊急学校支援員については、年度当初から任用し活用できるように周知を行うとともに、任用期間の弾力的な運用を図ること。

(3) 東日本大震災に起因した転居・転校・家庭環境の変化等を経験した児童生徒については、いまなお手厚い指導・見守りが必要な状況であることから、教職員の加配に係る特別措置を講ずること。

- (4) 被災児童生徒への支援（スクールカウンセラー派遣事業、学び支援コーディネーター等配置事業等）の継続及び充実を図るとともに、すべての小中学校に配置すること。

併せて、教職員や保護者に対する啓発冊子の発行、研修会の充実を図ること。

- (5) 被災児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、バス運行に係る費用について持続的な財政支援を講じること。

## VII 原子力災害対策について

### 1 放射線量の監視・検査体制の強化及び情報提供の充実について

- (1) 放射線量に関する測定結果について、正確な情報提供を迅速かつ積極的に行うこと。

- (2) 放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施、及び除染に伴う放射性指定廃棄物の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。

- (3) 宮城県南部の自治体は、大気中放射線量が高く、被ばくに対する住民の不安が続いている。

については、国は住民に対し責任のある説明と、年間1ミリシーベルトを超えると推定される地域の内部被ばくの有無を含めた健康診断を継続して行うこと。

また、自治体独自の健康調査についても財政措置を講じること。

- (4) 放射能汚染検査における必要な機材の整備や保守点検等に係る費用について、全面的な財政措置を講じること。

- (5) 食品等の放射能測定に使用する簡易放射能測定機器に係るメンテナンス料及び測定する職員の人件費については、国の責任において減額することなく全面的な財政措置を講じること。

- (6) 出荷制限対象となっているタケノコ、山菜、野生きのこは、効果的な吸収抑制対策を講じることが難しいため、出荷制限指示を解除されない状況にあるが、農家にとっては大切な副収入源であることから、非破壊型放射性物質濃度測定器による全量検査で基準値以下のものについては、出荷制限指示を解除すること。

併せて、当該機器の整備費用や維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

## 2 放射性物質の除染等について

- (1) 汚染物質の最終処分が実現するまでの間、自宅で保管している汚染物質の安全管理のため、放射能測定機器の貸与や放射線遮蔽効果のある保管袋の現物支給などの対策を講じること。
- (2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。
- (3) 山林及び河川については、除染ガイドラインが示されておらず、除染が進まない状況にあることから、早急にガイドラインを作成し、除染対応を進めること。
- (4) 環境省で定める除染関係ガイドラインに基づき、学校等公共施設で除染を実施し、除去土壌は学校の校庭等に一時的に地下保管しているが、最終処分方法等が示されていないことから、未だに地下保管している状況にある。

早急に除去土壌を撤去できるよう、最終処分方法等を決定するとともに、撤去及び原状復旧に要する費用について、財政措置を講じること。

## 3 放射性物質を含む指定廃棄物について

- (1) 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による環境汚染への対処に関する特別措置法」に基づく、放射性物質が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の最終処分場については、早期に県外集約へ見直し、国の責任のもとに行うこと。
- (2) 最終処分場が設置されるまでの間、安全に管理できるよう技術的支援と財政措置を講じること。
- (3) 最終処分場に指定廃棄物を搬入できるようになるまでの間、市町村が指定廃棄物を一時保管する場合、国と委託契約を締結することで、保管に係る経費を国費で賄うことができることになっているが、指定廃棄物を指定する過程で要した8,000Bq/kg以下焼却灰についての運搬経費は委託費から除外されるなど、実際は市町村の負担が発生しているのが現状である。

については、市町村の実状に合った効率的な保管を行えるようにし、指定廃棄物の指定及び一時保管を加速化させるため、財政措置を継続し、対象範囲を拡大すること。

- (4) 牧草を始めとした農林業系廃棄物については、試験焼却の実施などの動きもあるが、処分が完了するまでには相当の時間を要すると思われる。

各町村が実施している一時保管も長期化しており、これに要した経費相当については町村の財政負担となっていることから、早急に国の責任において財政措置を講じること。

また、住民の健康被害懸念や不信感を払拭するため、適切かつ十分な広報活動を実施すること。

- (5) 宮城県内の一部自治体においては、福島県内の自治体と同様に、大量の除染土壌等を保管しているが、8,000Bq/kg以下の除染土壌等の処分は進んでおらず、目途すら立っていないことから、除染土壌等については、中間貯蔵施設へ搬出するなど国の責任において進めること。

また、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物についても、県境で対応を区分することなく放射能被害の実態に即し、特例も設けるなどして国の自覚と責任において処分すること。

#### 4 被害を受けた住民、事業者等に対する補償及び風評被害等への対応について

- (1) 東京電力福島第一原発事故の被害に対する補償が適正規模かつ迅速に行われるよう適切な措置を講じること。

なお、一般の賠償請求が優先され、自治体の賠償が後回しにされたことによる延滞金については、早期支給の手続きをとるとともに、ADRにより和解した事例と、ADRを行使しない自治体の補償内容が異ならないよう対応すること。

- (2) 本県の観光客入込人数は、現在は震災前水準に回復してきたものの、沿岸部を中心に受入体制が十分に整っていない状況などから、地域によっては回復が遅れているのが実状である。

現在、大規模なキャンペーンを展開するなど対策を講じているが、キャンペーン終了とともに観光客や宿泊客数が減少するという状況が続いており、県全体に継続した入込を増加させる方策を講じる必要がある。

については、風評被害からの脱却も含めた国を挙げた長期間かつ積極的な施策展開と財政支援のため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 宮城県をはじめ東北地方に対し、全国から誘客を図る大規模な観光キャンペーンを継続的に展開すること。
  - ② 広域観光の充実に向けた案内標識や看板等を充実させるため財政支援を行うこと。
  - ③ 公共交通機関が不足している観光地エリアについて、効率的な周遊を可能にするため、バス等を利用した三次交通充実のための財政支援を行うこと。
  - ④ 情報発信や二次交通の整備などが課題になっていることから、継続して財政措置等の支援を講じること。
  - ⑤ キャンペーン終了後の入込数減を抑えるために実施する対策に対し、財政措置を講じること。
  - ⑥ 「復興ツーリズム」のように、震災の教訓と復興状況を体験できるプログラムは、今後の防災・減災対策にも資する事が期待されることから、積極的な支援を行うこと。
- (3) 原発事故による風評被害がいまだ大きいことから、国の責任において風評被害の払拭に努めるとともに、風評被害を被った農畜産物等の生産者や加工業者、観光業者のほか、その従業員に対しての補償を完全かつ早急に行うこと。

また、原発事故当時までに投資した設備や資材費の支援策、更には生活再建についての支援策を講じるとともに、これによって生じる市町村の事務の軽減を図ること。

- (4) 東日本大震災の風評被害は、発災から10年を経過した現在も、福島県を中心に続いている状況にあるが、政府が予定している多核種除去（ALPS）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念されるところである。

については、政府は地元漁業者の意見を十分に聴取し、正確な情報の開示と万全な処理水対策を講じるとともに、風評被害防止・抑制・補償のための各

種対策に万全を期すこと。

5 原子力発電所等の安全確保について

- (1) 新規制基準に基づく設置変更許可により再稼働が予定されている女川原子力発電所2号機について、国は新規制基準に基づく安全性等について、立地周辺自治体及び住民に対し十分な説明を行うこと。
- (2) P A Z、U P Zを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定しているが、U P Z外の町村の対応等については、放射性物質の放出状況等に応じた対応が必要となる。  
については、U P Z以外の町村にも適切な数のモニタリングポストを設置するとともに、個別受信機 設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。
- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。

## 2 令和元年東日本台風に対する復旧・復興へ向けた支援について

(総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・国土交通省・農林水産省)

令和元年10月12日から13日にかけて本県を襲った令和元年東日本台風は、記録的な大雨と暴風をもたらし、河川の氾濫が多数発生したことにより、大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われるとともに、広範囲にわたる多数の家屋被害、道路、河川、水道等のライフライン、農林水産業や商工施設などに甚大な被害が発生し、住民生活・地域経済に深刻な影響を及ぼした。

被災町は、被災者の生活支援や応急的な対応等に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災者が1日も早く日常の生活を取り戻すためには、国による特段の支援が必要不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 必要人員の確保対策について

被災町は、膨大な復旧・復興事業に携わる職員を確保するため、総務省の職員派遣スキームの活用や独自で任期付職員を採用しているが、必要人数の確保に至っていないので、更なる人材確保対策を図ること。

### 2 人件費等の支援について

中長期派遣職員に係る人件費、住居費その他経費について、特別交付税措置の引上げを図ること。

また、当該災害の復旧事業に従事する職員として町が採用した任期付職員に係る人件費についても、特別交付税措置の引上げを図ること。

### 3 災害復旧に対する財政支援措置について

(1) 甚大な災害が発生し、激甚災害指定を受けた場合、災害復旧に要する経費については、国庫負担等手厚い財政的支援を受けられるものの、今回の令和元年東日本台風の災害被害はあまりに甚大である。

特に、災害復旧に係る地方債償還に関しては、元利償還金の95%が交付税措

置される災害対策債や補助災害復旧事業債を活用したとしても、起債額があまりに膨大であることから、償還に係る後年度負担が町財政に多大かつ重大な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

については、特別交付税の増額や別枠での措置など、積極的かつ特例的な財政支援を講じること。

- (2) 被災自治体に生じる地方税の減収については、十分な補填を講じること。
- (3) 令和4年度以降も、被災地域に係る住民税及び固定資産税の減免措置を延長すること。
- (4) 令和元年東日本台風災害に伴う町営住宅建替えにおいては、社会資本整備総合交付金の満額交付を前提に整備を進めていることから、十分な財政措置により重点的に配分すること。

#### 4 被災からの復旧・復興と防災・減災対策について

- (1) 被災町すべてが一日も早い復旧・復興が果たされるよう、新たな補助制度の創設、補助率のかさ上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災と同等の特別の措置を講じること。
- (2) 既存堤防の強化をはじめ、河川の拡幅や掘削及び浚渫など、必要に応じた改良を短期的、集中的に実施し、氾濫リスクの低減を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3) 排水ポンプの増強など、地域特性を踏まえた治水、内水浸水被害の軽減に向けた取組みに対する財政支援等を行うこと。
- (4) 水道施設の災害復旧費に対する補助金等交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大について、特別の措置を講じること。

また、断水に備えた自治体の給水車等の増強に対し、財政支援を行うこと。

#### 5 農家の再生支援について

- (1) 農業者の生活再建のため、災害等で被災した際に対応できる、収入保険に加入できない小規模農家が加入できる収入減少補填制度を創設すること。
- (2) 大規模災害における災害復旧工事の長期化により、作物の未作付けによる減収が懸念されることから、国において農家所得確保対策を講じること。

## 6 被災者の生活再建について

- (1) 被災者の早期の住宅・生活再建を図るため、被災者生活再建支援金の支給対象者を被災証明書の半壊該当者まで拡大し、基礎・加算支援金の支給額の引き上げを行うとともに、その経費については、全額国費で負担すること。
- (2) 災害援護資金の貸付について、自治体が被災者（借受人）の円滑な再建の必要性と生活状況に鑑み、法令及び条例の規定に基づく支払猶予を適用して、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合については、国の自治体に対する償還期間を延長すること。

また、自治体が法令に基づき、貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合は、国においても自治体への債権を免除すること。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策について

〔 総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土  
交通省・文部科学省 〕

新型コロナウイルス感染症は全国的に急速に拡大し、政府は、都道府県の感染状況に応じてまん延防止等重点措置及び緊急事態措置を実施したところであるが、依然として感染状況は予断を許さない状況が続いているところもある。

本県においては、感染症対策の決め手となるワクチン接種については、長期的な医療従事者の確保と体制整備が課題となっていたが、関係機関の努力により、住民の接種完了時期の見通しが見えてきたものの、これまでの飲食店等への営業時間短縮の要請等により、地域経済は疲弊し、事業者や労働者の生活に甚大な影響を及ぼしている。

今後とも国、県、医療機関等と緊密に連携し、感染症対策と経済対策に全力で取り組んで行かなければならない。

については次の事項について特段の対策・措置を講じられるよう強く要望する。

#### I 医療対策について

##### 1 ワクチン及び治療薬について

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの必要十分な確保と安定的な供給に努めるとともに、計画的な接種ができるよう、町村の医療従事者の体制整備を強化すること。

また、ワクチン接種にかかる経費については、町村に負担が生じないよう全額国で負担すること。

さらに、国産ワクチンの早急な開発と実用化を図るとともに、ワクチンの種類や量、供給時期及び接種に関する副反応等について、迅速かつきめ細やかな情報提供を広く国民に対して行うこと。

- (2) 現在、新型コロナウイルス感染症に対する有効な治療薬がなく、死亡及び重篤化等に対する国民の不安が増大していることから、治療薬の開発に対し支援措置を講じるとともに、早期の承認に向けて努力すること。

また、治療薬が承認された際には、その増産に向けて支援するとともに、

自治体病院に対しては、十分な量を迅速に提供すること。

## 2 医療提供体制の整備について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、感染症指定病床数の拡充、医療機関の連携、軽症者の隔離対策などの感染症対策の見直しを行い、新型コロナウイルス感染症に十分対応可能な医療体制の構築を図ること。
- (2) 一般病床等に感染症患者やPCR検査の疑似症患者等を受入れるにあたっては、新たに医師や看護師が必要となることから、医師会等と連携し、医療人材の確保を図ること。

また、診療報酬の増額を行うなど、医療機関に対し財政面での支援を行うこと。

- (3) 医療機関において、感染防御に必要な医療用マスク、フェイスシールド防護服などの医療物資や人口呼吸器等医療器材など、医療機関へ必要な物資が安定的に提供できるよう、十分な備蓄や供給体制の構築を図ること。

## 3 PCR検査体制の充実強化について

- (1) 都市部でのPCR検査体制は強化されてきているが、地方においてはPCR検査の場所が限定されるなど、体制はいまだ不十分であるため、必要なときに容易に検査できるよう、検査体制の強化と充実を図ること。
- (2) 簡易検査キットや検査試薬等、感染の検査器具について、国が責任をもって開発を支援し、多くの国民が身近で短時間に検査が可能となるよう、体制を整備すること。

## II 経済対策について

### 1 中小事業者への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、地域経済が感染前水準に戻るまでには時間を要し、厳しい経営の継続を余儀なくされる事業者が想定されることから、経済の実態、地域の実状に応じた事業者の資金繰り支援、持続化給付金の支給など、必要な経営支援施策を積極的に推進すること。
- (2) 事業者の経営の悪化が雇用に影響を及ぼすことのないよう、内定取消しや非正規労働者の解雇、雇い止め等を防ぐため、休業補償制度の充実、雇用調整助成金の継続・拡充等を図るとともに、コロナ離職者等を対象とした雇用

支援策の創設すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症が収束し経済活動が再開されても、収入減少や感染不安の理由から、多くの国民が外出を控え、消費活動を鈍らせることが予想され、そのため経済回復に時間を要することが予想されることから、地域経済が速やかに回復できるよう、感染症予防の徹底と消費拡大を両立した経済支援策を策定し、積極的な消費需要拡大対策を講じること。

(4) 感染症防止対策と効率的な業務運営の観点からテレワークを普及、定着させるため、中小企業等の設備投資に係る助成措置を拡充するとともに、作業の機械化やオートメーション化に対する支援措置を講じること。

また、5GやICT技術の促進に繋がる中小企業等に対し、経済支援の拡充を図ること。

## 2 農林水産業事業者への支援について

(1) 飲食店の営業自粛により、農林水産物の需要が急減し、価格低迷が続いていることから、肉や魚を含めた農林水産物の販売促進に向けた取り組みを実施すること。

(2) 入国規制により、農業や水産加工分野における外国人技能実習生の労働力確保が困難なことから、農業高校・農業大学校等の多用な人材の派遣及び活用を積極的に支援すること。

また、労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入等を推進すること。

(3) 価格が下落しても農林漁業者が安心して生産に取り組むことができるよう、「農産物価格安定対策」や「漁業者の収入安定対策」等のセーフティネットの拡充を図ること。

## 3 観光事業者等への経営支援等について

新型コロナウイルス感染への不安から人や物の動きが停滞しており、特に宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業等に大きな影響を及ぼしていることから、これらの事業者に対する中長期的で抜本的な経営支援を継続すること。

## III 教育・子育て支援について

(1) 学校の臨時休校に伴う生徒・児童の学力低下や生活指導に対処するため、自治体や学校が独自で行っている事業に対する十分な財政措置を講じること。

- (2) 子どもたちの学びを保障するため、児童生徒1人当たり端末1台などのICT教育環境の整備を推進するとともに、ランニングコストやデジタル教科書等、ソフト面の環境整備の推進について、国庫補助事業等の財政措置を講じること。
- (3) 学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブや子どもの預かり事業における支援員等の人件費、運営費等が増大することから、財政支援措置を講じること。  
また、保護者の利用料減免に伴う経費等についても助成対象とすること。

#### IV 生活困窮者への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大により、休業者や失業者の増加が予想されることから、生活福祉資金貸付制度について、貸付条件の緩和、据置期間及び受付期間の延長など、生活困窮者が使いやすい制度となるよう、柔軟かつ迅速な措置を講じること。
- (2) 住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、支給対象が緩和されたところではあるが、休業や失業による生活困窮者の増加に鑑み、支給要件の緩和、支給上限額の拡大、支給期間の延長についてさらなる柔軟な措置を講じること。

#### V 地方自治体への支援について

- (1) 感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。  
また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。
- (2) 令和4年度の市町村の歳入は、感染症拡大の影響による税収の減少や税の徴収猶予、公共料金や公共施設の使用料の減免等により、大幅な減収が見込まれることから、国の補填、地方交付税の配分前倒し、臨時的な地方債の発行及び借入利子補填など、市町村の財政や資金繰りに対する万全の財政措置を講じること。
- (3) 市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事

業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

- (4) 自治体病院が感染者を受け入れる場合、病床の改修、医療用具の確保が必要となることに加え、感染症以外の患者の減少等が生じ、減収が生じて地域医療の継続が困難となる恐れがあることから、自治体病院に対する財政支援策を強化すること。

## VI 障害福祉支援について

### 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保について

新型コロナウイルス感染症の発生により障害福祉サービス等を提供する施設・事業所が休所を余儀なくされた場合、人員の不足によって再開に遅延が生じないよう社会福祉法人等団体間で人材派遣を行った際の費用について補助を行うほか、退職した経験者等を一時的に再雇用した場合に特別な加算要件を設けるなど提供体制の確保を図ること。

### 2 取引の減少した障害者就労施設等への継続的な支援について

新型コロナウイルス感染症拡大によって生産品等の取引が減少した障害者就労支援施設ならびに小規模活動支援施設に対し、販路拡大や生産品等の拡充の取組を支援する方策を検討すること。

## 4 大地震による災害に対する財政措置について

[ 総務省・内閣府・財務省 ]

現在、激甚災害指定を受けない災害復旧については、国庫負担等の財政的支援が少なく、災害復旧事業債を活用せざるを得ないが、起債額が膨大であり、償還に係る後年度負担が町財政に多大な影響を及ぼすことが想定される。

特に、社会教育施設の災害復旧に対しては、補助事業が無いため、災害復旧事業債を活用せざるを得ないのが実情である。

については、大地震災害の復旧にあたっては、特別交付税等の特例的支援を講じるとともに、災害復旧に係る補助事業メニューの充実を図るなど、積極的かつ弾力的な財政的支援を講じること。

